



2025年3月27日

各 位

会 社 名 三和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高山 靖司
(コード番号5929 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 元木 崇延
(TEL 03-3346-3039)

当社子会社の幹部従業員に対する譲渡制限付株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社子会社の幹部従業員に対する譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的

本制度は、当社子会社の幹部従業員（以下「対象者」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、福利厚生の一環として導入される制度です。

2. 本制度の概要

対象者は、本制度に基づき当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限付株式に付す譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象者が当社の従業員の地位を喪失する日までといたします。なお、本制度の規模としては、対象者数は約400人、金額は1億円を超える額を想定しておりますが、具体的な対象者並びに各対象者への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象者は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以上